

三鷹市史編さん委員会設置要綱

令和7年10月3日

(目的)

第1条 三鷹市史（以下「市史」という。）編さん事業を円滑かつ効率的に推進し、必要な事項について検討を行うため、三鷹市史編さん委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 前条の目的を達成するため、委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 市史編さんの基本方針に関すること。
- (2) 市史編さんに必要な調査、研究、資料収集等の計画に関すること。
- (3) 市史編さんに係る市民との協働、広報・周知等に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市史編さんに関して必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員11人以内をもって構成し、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者等 10人以内
- (2) スポーツと文化部を所掌する副市長

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、スポーツと文化部を所掌する副市長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議録)

第8条 委員長は、会議録を調製し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 付議した事項及び審議の概要
- (4) その他必要と認める事項

(秘密の保持)

第9条 委員並びに第7条の規定により市史編さんに関わった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝礼)

第10条 市長は委員に対して、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、スポーツと文化部生涯学習課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月3日から施行する。